

都市計画緑地の追加について（新井の森緑地）

1 概要

西大泉五丁目にある新井憩いの森の一部、約0.27ヘクタールの区域について、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

令和6年7月16日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
7月17日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～8月7日	（意見書の提出および公述の申出なし）
7月24日	都市計画原案の説明会
9月5日	東京都知事協議終了
9月24日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～10月8日	（意見書の提出なし）
10月31日	練馬区都市計画審議会へ付議
12月	都市計画変更・告示

4 議案

議案第530号 東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）
〔第104号 新井の森緑地の追加〕

- | | |
|----------------|----|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P3 |
| (2) 計画書 | P4 |
| (3) 位置図 | P5 |
| (4) 計画図 | P6 |

5 添付資料

現況写真（参考資料） P7

6 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第104号 新井の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）では、本計画地のある西大泉五丁目を含む第5地域は、地域に生産緑地や樹林地など民有地のみどりは多くあるが、地域全体の緑被率は減少している。今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置付け、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」に確保地として位置付けられた、ケヤキやシラカシ、竹などからなる面積約0.27ヘクタールの樹林地であり、昭和61年から憩いの森として広く区民の利用に供されている。

計画地の北側には、みどりの軸となる放射第7号線（事業中）が位置しており、本計画地は、ランドマークとしてみどりのネットワークの形成に寄与することが期待される。あわせて、散策や休息の場などとして住環境の向上に寄与するものである。

こうしたことから、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、本計画地約0.27ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）（案）

東京都市計画緑地に第104号新井の森緑地をつぎのように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑地	第104号	新井の森緑地	練馬区西大泉五丁目地内	約0.27ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

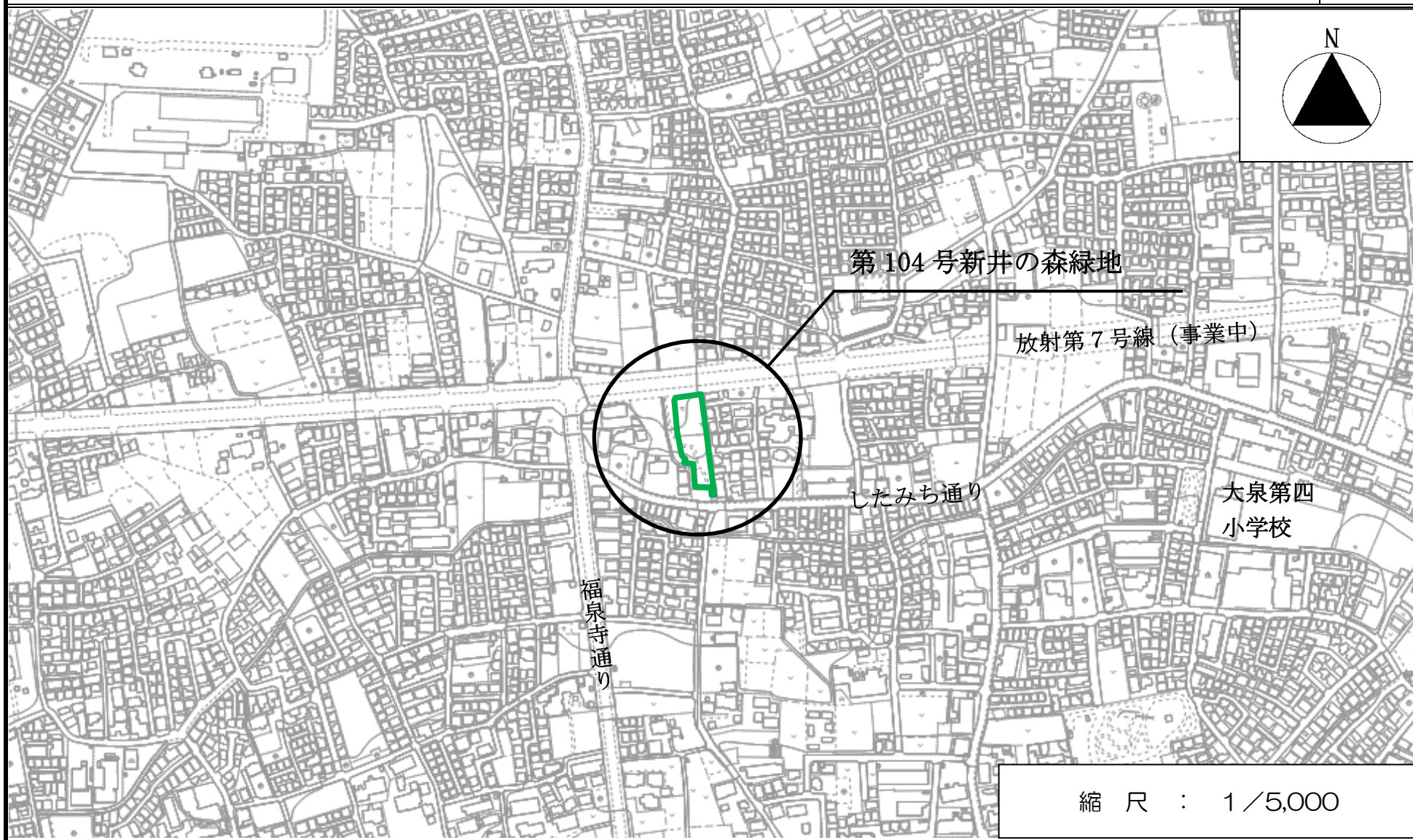
みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

新旧対照表

種別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑 地 名			
緑地	第104号	新井の森緑地	練馬区西大泉五丁目地内	約0.27ha	追加

東京都市計画緑地 第104号 新井の森緑地 位置図〔練馬区決定〕

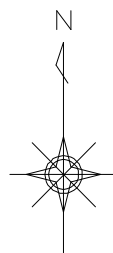
案



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第06-120号、令和6年4月19日

東京都市計画緑地計画図(案)

第一〇四号 新井の森緑地



縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第06-120号、令和6年4月19日
(承認番号)6都市基街都第14号、令和6年4月16日

東京都市計画緑地 第104号 新井の森緑地 現況写真



議案第530号
参考資料